

# 山口県報

令和5年  
6月9日  
(金曜日)

## 目次

○公告

令和五年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)



(一) 令和五年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、令和五年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和五年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

令和五年九月三日(日曜日) 午前十時三十分から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

(1) 薬品の鑑別

(2) 繊維の識別

(3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ(木綿一〇〇パーセントのもの)のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百五十四号)附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

令和五年七月三日(月曜日)から同月二十四日(月曜日)まで(郵送の場合は、七月二十四日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所(秋市又は山陽小野田市に住所地がある者については当該住所の市役所とし、防府市に住所地がある者については山口県山口環境保健所とする。)

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇二)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

七 受験手数料

八千五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入

証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

九  
その他  
(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。以下同じ。）、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニンング師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三一二九七〇）にすること。